

議 案 第 57 号

摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部  
を改正する条例制定の件

摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部を改正する  
条例を次のとおり制定する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

味生コミュニティセンターを新設し、味生公民館を廃止するため、本条例を制定するものである。

摂津市立別府コミュニティセンター条例及び摂津市立公民館条例の一部  
を改正する条例

(摂津市立別府コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 摂津市立別府コミュニティセンター条例（平成28年摂津市条例第3号）の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

摂津市立コミュニティセンター条例

第1条中「摂津市立別府コミュニティセンター」を「摂津市立コミュニティセン  
ター」に、「摂津市別府二丁目10番21号に」を「次のとおり」に改め、同条に  
次の表を加える。

名 称	位 置
別府コミュニティセンター	摂津市別府二丁目10番21号
味生コミュニティセンター	摂津市一津屋一丁目36番11号

別表第1中表の部分を次のように改める。

区 分		金 額						
		午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日	超 過 1 時間
別 府 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	集会室 1	円 1,200	円 1,600	円 1,600	円 2,800	円 3,200	円 4,400	円 400
	集会室 2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	会議室 1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	会議室 2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	和室	700	900	900	1,500	1,800	2,400	200
	調理実習室	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	ホール 1	2,400	3,200	3,200	5,600	6,400	8,800	800
	ホール 2	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600	600
	ホール 3	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	控室	300	400	400	700	800	1,100	100
味 生 コ ミ ュ ニ テ イ セ ン タ ー	健康増進 ルーム 1	1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
	健康増進 ルーム 2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	工作室	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室 1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	研修室 2 (調理実習室)	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	多目的 ルーム 1	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	多目的 ルーム 2	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
	多目的 ルーム 3	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
控室	300	400	400	700	800	1,100	100	

(摂津市立公民館条例の一部改正)

第2条 摂津市立公民館条例（平成11年摂津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の表摂津市立味生公民館の項を削る。

別表第1中「工作室」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例（昭和55年摂津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号を次のように改める。

(33) コミュニティセンター

(摂津市暴力団排除条例の一部改正)

3 摂津市暴力団排除条例（平成23年摂津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第17号中「摂津市立別府コミュニティセンター条例」を「摂津市立コミュニティセンター条例」に改める。